

## 日本リハビリテーション連携科学学会特定課題研究グループ規定

### (目的)

第1条 日本リハビリテーション連携科学学会における会員相互の学際的な研究の一層の向上を目的として、研究推進委員会活動の一環として、日本リハビリテーション連携科学学会において特定課題研究グループ（Special Interest Group, SIG）を設ける。

### (特定課題研究グループの構成員)

第2条 特定課題研究グループの構成員は会員によって構成される。

### (特定課題研究グループの設置)

第3条 特定課題研究グループを設置する場合、会員は、研究推進委員会に申し出、常任理事会の承認をへて設置することができる。

### (特定課題研究グループの廃止)

第4条 特定課題研究グループを廃止する場合、会員は、研究推進委員会に申し出、常任理事会の承認をへて廃止することができる。

### (特定課題研究グループの更新)

第5条 特定課題研究グループを更新する場合、会員は、定められた期間内に研究推進委員会に申し出、常任理事会の承認をへて更新することができる。

第6条 更新手続きは、3年ごとに行われる。更新手続きを定められた期間内に行わなかつた場合は廃止となる。

### (特定課題研究グループの活動報告)

第7条 特定課題研究グループは、当該年度の活動計画と活動報告を研究推進委員会に報告し、研究推進委員会は総会において報告する。また、学会ニュースレターや研究推進委員会ホームページ等を活用し、活動報告を行う。

### (特定課題研究グループの研究等活動)

第8条 特定課題研究グループが、学会員以外の者に向けた活動を実施する場合（公開講座、書籍等の発行、調査研究等）は、常任理事会により研究推進委員会の当該年度の活動計画として事前に承認する。ただし、当該年度の活動計画として予定されていない活動の場合は、常任理事会により事前に承認する。

(付則)

- この規定は 2023 年 4 月 1 日から施行する。
- 2024 年 4 月 1 日、一部条文の追加、施行。